

# 六会団地自治会会則

私達は藤沢市民憲章にのっとり、私達自らが平和で健康な町づくりに協力しあうことを目的とします。

## 第一 章 総 則

- 第1条 この会の名前は六会団地自治会とします。  
第2条 この会は六会団地に在住し、この会の主旨に賛同する人達で組織します。  
第3条 この会は一党一派に偏せず、自主的に活動する団体です。  
第4条 この会の事務局は会長宅におきます。  
第5条 この会の目的を達成するため、次の部をおき、それぞれの活動を行います。

- 防犯部 盗難の防護対策、町内警備、防犯パトロール、防犯灯の管理、その他防犯に關すること。  
防災部 火災、天災地変等非常事態に対する事前検討、発生時の応急対策、防災機材の維持管理、その他、防災に關すること。  
防災部長が自治防災規約の防災リーダーを担当する。  
環境衛生部 団地居住者の生活環境(道路、公園、街路樹、美化と資源の有効活用)の改善向上に關すること。  
福祉厚生部 社会福祉団体との連絡、厚生援護、敬老に關すること、会員慰安に關する事。  
各種文化活動の成果への融和化に關すること。子供会の連絡  
その他の側面指導に關すること及びその他文化、福祉厚生に關すること。  
交通婦人部 地域内交通安全に関する指導対策及び関係団体との連絡その他交通に  
関すること、並びに衣食住の合理化の推進等家庭生活の改善に關すること。  
社体協部 各種競技、レクリエーション、スポーツ教室、スポーツクラブ等に關すること。  
並びに市主催行事への参加に關すること。  
総務部 この会に必要な活動の立案(各部に属する事柄を除く)計画、各部との連絡、各種の調査、会の記録、保管、官公庁隣接各種団体との連絡等に關すること。

## 第二 章 役 員

- 第6条 この会は次の役員をおきます。

会長	1名
副会長	1名
会計	1名
部長	8名
地区委員	10名
会計監査	2名

- 第7条 役員の任期は1年とします。ただし再選を妨げません。

- 第8条 役員の選出および就任は次のとおりとします。

1. 地区会議で各地区から役員1名、地区委員1名を選出する。ただし役員会の承認を得て、特別な地区からは地区委員若干名に変更することができる。
2. 会長、副会長、会計は各地区役員から互選、総会の承認を受ける。
3. 会計監査は総会で選出する。
4. 第5条の各部の部長は各地区役員があたる。但し会長、副会長の重任を妨げない。
5. 役員の選出は毎年3月とする。
6. 役員の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
7. 役員、地区委員の選出については、年齢制限を設け20歳以上の健康な人とする。

- 第9条 役員の任務は次のとおりとします。

1. 会長は、この会を代表するとともに会を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
3. 会計はこの会の収支を正確に記録し、会計監査の審査を経て総会に決算報告をする。
4. 会計監査はこの会の会計事務帳簿を隨時審査することができる。
5. 部長は部の会務を分掌する。

6. 地区委員は部長を補佐し、地区内の次の事項を処理する。  
　　自治会費の徴収、会計への持参  
　　地区内への連絡  
　　各部の仕事の分担、実施  
　　各地区の運営上必要な事項を協議する。  
　　地区内の意見をまとめ、役員会に反映させる。

### 第三章 地 区

- 第10条 この会は円滑な活動を期するため、団地内を10の地区に分けます。  
地区を再編成するときは役員会で決めます。

### 第四章 集 会

- 第11条 この会の会議は、総会、地区会、役員会とします。

1. 総会  
　　総会は定期総会と臨時総会とする。定期総会は毎年1回3月とし、会長がこれを招集する。臨時総会は役員会からの要請、会員過半数以上の要請がある時、隨時開催する。  
　　総会に付議する事項は次のとおりとする。  
　　イ 会則の制定、改廃  
　　ロ 予算、決算  
　　ハ 活動計画、活動報告  
　　ニ 役員(会長、副会長、会計)の承認と会計監査の選出  
　　ホ その他必要と認められた事項
2. 地区会  
　　地区会は地区委員をもって構成し、各地区の運営上必要な事項を協議しこれをまとめる。
3. 役員会  
　　役員会は会長、副会長、会計、部長をもって構成し、この会の会務を協議する。  
　　役員会は原則として毎月1回開催する。
4. 議事  
　　会議は、すべて会の構成員の過半数の出席によって成立し、出席構成員の過半数によって決定する。可否同数のときは議長がこれを決定する。
5. 議長  
　　議長はそれぞれの会からその都度互選する。

### 第五章 会 計

- 第12条 この会の会費は、会員に会費その他の収入をもってあてます。  
　　この会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日で終わる。  
　　会員の会費は、1世帯1ヶ月300円とし、入会金を500円とする。  
　　共同電灯費、祭典寄付、共同募金は、一括して会費より支出する。  
　　会員の入会及び転出は、毎月15日現在員で月末に会費を徴収する。

- 第13条 定期総会までに、会計は前年度収支決算書を作成し、会計監査を経て、これを会長へ提出します。

### 第六章 付 則

- 第14条 この会に必要な細則は別に定めます。
- 第15条 この会則は昭和43年12月29日から実施します。

## 細 則

この細則は昭和62年3月29日までの自治会運営実績を参考として定めました。

- 1.弔慰金
  - 1-1 会員及び家族が死亡したとき10,000円を贈る。
- 2.前年度役員からの引継書類の保存年限
  - 2-1 各部引継書類は3年保存とする。
  - 2-2 決算報告書は会計が永年保存する。
- 3.期間役員手当、自治会々員の諸経費負担について。(別紙1)
- 4.六会団地自治会防災規約。(別紙2)

昭和50年3月 1日	一部改定	昭和60年3月31日	一部改定
昭和62年3月29日	一部改定	平成 4年4月 1日	細則追記
平成13年3月18日	一部改定	平成21年3月31日	一部改定

(別紙1)

期間役員手当の設定	会長	5,000円
	他役員	3,000円
	地区役員	1,000円

を期末に支給する。

(請求、領収 様式1)

六会団地自治会会員の諸経費負担について。

六会団地自治会会員が自治会活動に支出した交通費、通信費、その他自治会の活動に必要と役員が認めた諸経費の実費を自治会が負担する。

精算方法は、各自上記の経費を記録しておき、期末に会計役員に請求する。

但し、状況によりその都度清算することもできる。

交通費、通信費以外の請求は“領収書”を必要とする。

(請求、領収 様式2)

---

様式 1 役員手当請求、領収書 平成 年 月 日

役員手当 円

上記領収致しました。

氏名 印

---

様式 2 通信費、交通費清算、請求書 平成 年 月 日

通信費 (電話代等)	円
郵便費	円
交通費	円
その他経費	円

合 計 円

上記領収致しました。

氏名 印

---